

平成21年度第4回 柏市環境審議会資料

環境部環境保全課

目 次

柏市地球温暖化防止条例の一部改正について

1	パブリックコメントの実施結果.....	1
2	意見集.....	2
	追加説明.....	5
3	条例（案・未定稿）骨子.....	7
4	今後のスケジュール.....	10
その他	柏市建築物環境配慮制度のマスコットキャラクターについて.....	11

柏市地球温暖化対策条例の一部改正について

1 パブリックコメントの実施結果

市では、下記のとおり、広報かしわ及び市のホームページ等で、平成22年2月15日～3月8日まで、パブリックコメント制度に基づき意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

「柏市地球温暖化対策条例の一部改正」にご意見を

募集内容

市では平成18年度の柏市地球温暖化対策条例の制定に伴い、市域の温暖化対策に取り組んでいるところですが、目標を確実に達成するために、都市づくりと連動した温室効果ガス削減対策を実施していくため、柏市地球温暖化対策条例の一部を改正することを進めております。

この内容につきまして、閲覧場所で資料と意見の提出方法をご覧の上、ご意見をお寄せください。

閲覧方法

「柏市地球温暖化対策条例の一部改正」に関する資料の閲覧方法は、市のホームページの他に、行政資料室（市役所第2庁舎1階）、行政資料コーナー（沼南庁舎1階）、環境保全課、建築指導課、各近隣センターで見ることができます。

意見の提出方法

「柏市地球温暖化対策条例の一部改正に関するパブリックコメント」と明記し、意見・住所・氏名・電話番号を記入の上、〒277-8505 柏市役所環境保全課へ、3月8日（月）までに郵送（必着）するかメール（info-knky@city.kashiwa.lg.jp）で

2 意見集

低炭素まちづくり事業について

意見概要	回答
<p>条例案第4項について、事業の中止及び変更とあるが、中止及び変更とは低炭素まちづくり事業ではなくて高炭素まちづくり事業を行うと捉えられてしまう恐れがある。</p>	<p>事業自体の中止を想定して案を作成しましたが、今後、法令担当部署と協議しながら表現を検討します。</p>

柏市建築物環境配慮制度（案）について

意見概要	回答
<p>3 手段について、市場を整備するとあるが、それは国が行うことではないか。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものと定められています。本制度はこれに基づき柏市の条件に応じた形で市場の整備をすすめて参ります。</p>
<p>CASBEE とは何か。また、どのような段階で用いるのか。</p>	<p>CASBEE とは国土交通省主導で産・官・学の連携によって開発された、建築物の環境配慮の度合いを総合的にはかるツールです。環境配慮の評価結果は5段階の星の数で分りやすく表現されます。用いるタイミングは設計者が建築物の設計段階において活用します。</p>
<p>勧告を行う旨の条文があるが、その用件は。</p>	<p>届出義務に該当するが届出を行わない時に勧告を行うことを考えています。</p>
<p>建築物環境配慮計画書の公表方法とは。</p>	<p>柏市ホームページにて公表したいと考えています。</p>

意見概要	回答
<p>条例案第10第1項に環境配慮措置という記載があるが、耐震性など具体的に表記したらどうか。耐震性も評価されているのか。</p>	<p>具体的な表記については、柏市建築物環境配慮指針にて示したいと考えております。(柏市建築物環境配慮制度のあらまし(案)24ページ参照)なお、CASBEEではこの指針に基づき、さらに詳細な項目について評価をします。この中には耐震性についての評価項目も含まれます。</p>
<p>条例案第11では特定建築物のみの記載しかないが。</p>	<p>義務の発生しない建築物については、指導要綱において定めることを考えています。</p>
<p>新築以外の既存の建物については、どういった扱いになるか。</p>	<p>まずは円滑な導入を目指し、新築の建築物に限って条例化します。今後、既存の建築物に対する対応等も含めて検討していきたいと考えています。</p>
<p>期待される効果の、数値の根拠及びその削減率は。</p>	<p>追加説明1</p>
<p>届出義務についての面積要件は削除し、全ての建築物を対象にできないか。また、リフォーム等の需要は高まっているので、新築以外の建築物についても、ぜひ検討してもらいたい。</p>	<p>事業者によっては本制度を導入することで負担が大きくなってしまいます。このことを勘案し、今回は延べ床面積が2000㎡以上の建築物としました。規模やリフォーム等の対応については、今後の状況などを参考にしながら検証してまいりたいと考えています。追加説明2</p>
<p>戸建の住宅についても、戸数等で義務付け出来ないか。</p>	<p>現在建築行政においては、経済情勢等の影響もあり、運用の簡素化、迅速化の方向で建築基準法改正の動きがあります。このような背景とバランスをとりながら今後検討してまいりたいと考えています。</p>

意見概要	回答
<p>一建築主が大規模マンションを建設すると、戸建住宅の大規模な分譲行う場合ではどう違うか。他の自治体で行っていないのであれば、柏市こそ行うべきでは。</p>	<p>建築業界の景気動向を踏まえながら、実際に実行できるものを条例化したいと考えています。</p> <p>また、大規模な戸建開発については、第9条の開発事業者の環境配慮制度で届出の義務が発生する可能性が高いため、こちらでカバーできると考えています。</p> <p>なお、省エネリフォームの促進については、既存の減税制度や国で検討中のエコポイント制度の活用も有効と考えています。</p>
<p>顕彰及び表彰制度についてはどうなっていますか。</p>	<p>頂いた意見を参考に、顕彰制度の創設を検討してまいります。</p>

追加説明 1：柏市建築物環境配慮制度（案）について，期待される効果の数値の根拠等

・ LCCO₂（ライフサイクル CO₂）とは
建築物の建設から運用、解体までのライフサイクルを通して排出される二酸化炭素（CO₂）の量をいう。（図 1）

・ LCCO₂ の算定方法
LCCO₂ の算定は，通常膨大な作業を伴うが，CASBEE を活用することで，これを簡易に求め，概算値を算出することができる。（図 2）

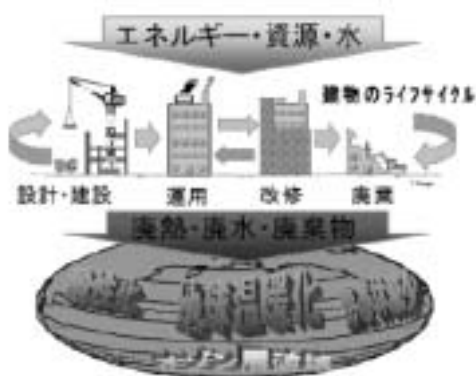


図 1 . LCCO₂ とは

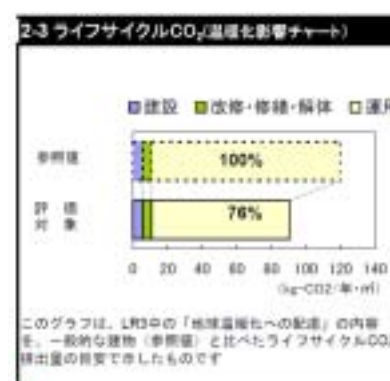


図 2 . CASBEE による概算

・ 本制度による LCCO₂ 削減対策効果
本制度は，建築物の環境配慮結果を公表することにより，建築主の自主的な環境配慮への取り組みを促し，LCCO₂ の削減を見込む。

・ 特定建築物による LCCO₂ 削減目標
柏市地球温暖化対策計画（以下「温対計画」という。）による試算では，年間約 3879t-CO₂ の対策効果を見込んでいることから，年間における 1 m²あたりの削減目標は約 8.5kg-CO₂ となる。（温対計画による年間対策効果を特定建築物の延べ床面積の年間合計値で割った値。）尚，この目標値は単純に LCCO₂ を建物の耐用年数で割った値であることに注意する。また，「鳩山イニシアチブ」の目標値に単純換算すると，削減目標はマイナス 15kg-CO₂ となるが，温対計画の目標が国内での削減分のみが対象であるのに対し，民主党の削減目標は国内削減分だけでなく，日本の技術や資金を使って海外でガス削減に取り組んだ分や国内の森林吸収量も含んでいることおよびその内訳が示されていないこと等に留意しなければならない。

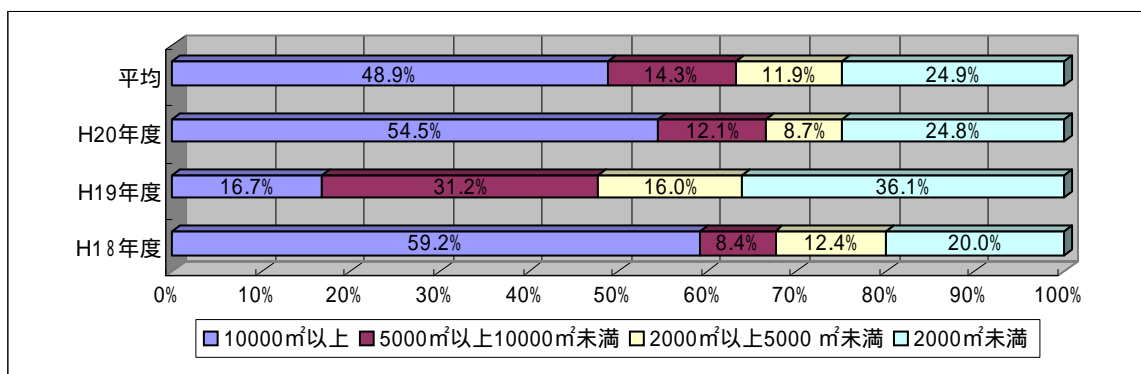
追加説明 2：柏市建築物環境配慮制度（案）について，提出を義務付ける建築物の規模の根拠

延べ床面積の合計が 2000 m²以上の新築等（新築，増築又は改築）を行う建築物で検討している。（以下，「特定建築物」という。）

建築物環境配慮制度に関する制度を導入している自治体の事例では，東京都が延べ面積 10,000 m²，名古屋市が 2,000 m²，大阪市，川崎市および横浜市が 5,000 m²を超える建築物の新築又は増築の際に届出を義務付けている。これにより東京都は建築確認（新築のみ，一戸建て住宅および長屋を除く。）の総床面積に対して届出建築物の総床面積は 25 %，大阪市は 40 %，名古屋市，川崎市および横浜市はそれぞれ 50 %を占めている。

柏市の平成 18 年度から 20 年度の建築確認の状況を見ると，建築確認（新築のみ，一戸建て住宅および長屋を除く。）の総床面積に対して特定建築物の総床面積は年平均で 75 %を占めており，その件数は年平均 34 件で全体の 9.8 %になっている。

こうした中で，建築物の環境配慮に関する届出の履行を確保し，建築物の環境配慮への取り組みを効果的に行い，社会に定着させることを勧奨すると，2,000 m²以上のものとするのが適切であると考え。ただし，それ未満の建築物や戸建住宅についても環境配慮の取り組みを自主的に届けることができる仕組みとする。



延べ面積	H18～H20 平均				H18～H20 平均（累計）			
	申請件数		延べ面積		件数		延べ面積	
	件	割合	m ²	割合	件	割合	m ²	割合
10000m ² 以上	9.67	2.8%	204220.71	48.9%	9.67	2.8%	204220.71	48.9%
5000m ² 以上10000m ² 未満	8.67	2.5%	59505.12	14.3%	18.33	5.2%	263725.83	63.2%
2000m ² 以上5000m ² 未満	16.00	4.6%	49782.38	11.9%	34.33	9.8%	313508.21	75.1%
2000m ² 未満	316.00	90.2%	103755.22	24.9%	350.33	100.0%	417263.43	100.0%
合計	350.3333	100.0%	417263.43	100.0%				

3 条例（案要綱・未定稿）骨子

（定義）

第2 (1)から(5)まで略

(6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(7) 建築主 建築物の新築，増築又は改築（以下「新築等」という。）を行おうとする者をいう。

(8) 建築物に係る環境配慮措置 建築物の環境への負荷を低減させるため，建築物の新築等を行う際に，資源を適正に利用すること，建築物の耐久性その他の建築物の品質及び性能の向上を図ることその他の方法により建築物に関する環境への配慮を行うことをいう。

（建築物環境配慮指針）

第10 市長は，建築主が，建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は，建築物環境配慮指針を定め，又は変更したときは，速やかに，これを公表するものとする。

（建築物環境配慮計画書の作成等）

第11 規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をする者（以下「特定建築主」という。）は，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物環境配慮計画書」という。）を作成し，市長に提出しなければならないこと。この場合において，特定建築物環境配慮計画書の作成は，建築物環境配慮指針に基づいて行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名

(2) 特定建築物の名称及び所在地

(3) 特定建築物の概要

(4) 特定建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置

(5) 前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

2 前項の規定により特定建築主は，当該特定建築物に係る工事が完了するまでの間に特定建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは，規則で定めるところにより，変更に係る事項を記載した特定建築物環境配慮計画書を市長に提出しなければならないこと。

(工事完了の届出)

第12 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事を完了し、又は取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならないこと。

(特定建築物環境配慮計画書等の公表)

第13 市長は、第11条第1項若しくは第2項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、又は前条の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その概要を公表するものとする。

(環境配慮標章の表示)

第14 特定建築主のうち、共同住宅の用途に供する部分の販売を目的として新築等をしようとするもの(以下「特定分譲共同住宅建築主」という。)は、規則で定める広告をしようとするときは、建築物に係る環境配慮措置の評価を標記した標章(以下「環境配慮標章」という。)を、市長が定める基準(以下「表示基準」という。)に基づき、広告中に表示しなければならないこと。

2 特定分譲共同住宅建築主が、(他人)に共同住宅の用途に供する部分の販売の媒介又は代理の依頼を行った場合においては、前項中「特定分譲共同住宅建築主」とあるのは、「特定分譲共同住宅建築主から販売の媒介又は代理の依頼を受けたもの(以下「販売受託者」という。)」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定により特定分譲共同住宅建築主または販売受託者(以下「特定分譲共同住宅建築主等」という。)が、広告中に環境配慮標章を表示したときは、規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならないこと。

4 第1項による環境配慮標章の表示をした後、環境配慮標章の内容に変更が生じた場合においては、最初に当該変更後に環境配慮標章を表示したときも同様とする。

(特定建築主に対する指導又は助言)

第15 市長は、特定建築物環境配慮計画書の提出又は第12条の規定による届出又は第15条第3項の規定による届出があった場合において、当該特定建築物に係る環境配慮措置が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができること。

(低炭素まちづくり事業)

第 16 本市は、まちづくりと連動した地球温暖化対策に関する指針を作成し、公表するものとする。

2 市長は、前項の指針に基づいて、区域の関係者と協議のうえ、まちづくりと連動して、より高い効果をあげるために高度な地球温暖化対策を行う事業を低炭素まちづくり事業として指定し、当該事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、当該指定をしようとする区域の関係者と協定を締結するものとする。

3 市長は、前項の規程による指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該指定を受けた区域の関係者に通知するものとする。

4 市長は、区域の関係者が、当該事業を変更または中止するときは、第 1 項の規程による指定を取り消すことができるものとする。

5 第 3 項の規程は、前項についても準用するものとする。

6 市長は、低炭素まちづくり事業を促進するために必要があるときは、助成その他の措置を講じることができるものとする。

(勧告及び公表)

第 市長は、次の各号に掲げる行為をしない者に対し、期限を定めて当該各号に掲げる行為をするよう勧告することができる。

(1)から(5)まで略

(6) 第 11 条の規定による特定建築物環境配慮計画書の作成および提出

(7) 第 15 条の規定による環境配慮標章の表示および届出

4 今後のスケジュール

月	柏市	環境審議会	市民意見
3月		3/下旬 答申 ・条例案骨子	
4月	条例案の作成		
5月	議案上程		
6月	議会審議		

その他 柏市建築物環境配慮制度のマスコットキャラクターについて

本市では、現在制度化を進めている、「柏市建築物環境配慮制度（CASBEE柏）」について、多くの市民の方に知って頂き、環境に配慮した建築物の普及促進を目指すため、マスコットキャラクターを募集しました。

選考委員会での厳正な審査の結果、応募作品の中から、市川市在住の和田明広さんの作品「葉ッピー」が最優秀賞に選ばれ、本制度のマスコットキャラクターとして決定されました。

- 1 応募状況 応募者数 140名（市内:80, 県内:11, 県外:49）
 (有効) 応募作品数 149作品（市内:88, 県内:12, 県外:49）
- 2 審査結果 最優秀賞（1点）
 受賞者 和田明広 様（千葉県市川市）
 作品名 葉ッピー（はっぴー）

わたしたち柏の「葉ッピー」です



（作者のコメント）

「葉ッピー」は、柏の葉とライトグリーンの建物で、環境に配慮した柏市の建築物を表現しています。

環境に配慮した建物で未来をハッピーにという意味を込め、デザインし名付けています。

(選定の理由)

図案がシンプルで明快であり、愛称も明るいので、多くの市民に受け入れられるものだと思います。

柏市の制度であることもイメージでき、本制度のコンセプトを伝えるものになっています。

(マスコットキャラクター選定会議の様子)



キャラクターは、「CASBEE 柏」の評価結果において、環境配慮の取り組み度合いを表情で表現するとともに、本制度を普及するための広報活動等で利用していきます。

(一般建築物)



すばらしい



ふつう



がんばろう

(戸建住宅)



すばらしい



ふつう



がんばろう

(マニュアル等印刷物)

